

茨木市保育所待機児童解消方針

はじめに

長期間にわたる経済情勢の低迷や女性の社会進出により、近年、本市においては、保育所定員に対する在籍率が 100%を越え、保育所待機児童¹(以下「待機児童」という。)が毎年生じているのが現状です。

茨木市次世代育成支援行動計画では、「仕事と子育てを両立できる環境づくり」を基本目標の一つに掲げており、私立保育園の新設及び増設による定員の見直しや保育所定員の弾力化²により、待機児童の解消に向けて取り組みを強化してきました。しかしながら、本市の保育ニーズは予想以上に高まり、待機児童の解消は緊急に取り組むべき課題となっています。

これらの状況を踏まえ、今後の保育需要や人口推移等の推計を行い、できるだけ早い時期に待機児童が解消できるよう、目指すべき方向を示すものとして、「茨木市保育所待機児童解消方針」を策定します。

1 保育所待機児童

保育所入所申込がされており、入所要件に該当しているものの、入所していない児童のこと。(国の基準により、「特定の保育所のみを希望している場合や、第一志望ではない保育所からの転所希望者、家庭的保育事業等で保育されている場合等を除く。」と定められている。)

2 弾力化

待機児童解消のために、国の通知により、保育士数、面積等の基準を下回らない範囲で、保育所の定員以上に入所児童数を増やすこと。

1 待機児童の現状

平成 19 年度以降の市内の認可保育所数及び定員は<表 1>のようになり、待機児童対策として、施設の新設及び増設により定員数を増やしてきました。しかしながら、就学前児童数は、ほぼ横ばいであるにもかかわらず、平成 20 年のリーマンショック等、経済的な要因も伴って、保育を必要とする児童(以下「要保育児童」という。)の数が毎年増大し、待機児童数が増加しています。就学前児童数に対する要保育児童数の割合(以下「保育需要率」という。)は、平成 19 年度では、24.3%であったのに対し、平成 24 年度では 28.4%にまで増加しています。

<表 1> 平成 24 年度までの保育所入所児童数及び待機児童数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
保育所数	36か所	36か所	37か所	38か所	38か所	40か所
定員	3,749人	3,749人	3,899人	4,029人	4,029人	4,179人
就学前児童数(A) ³	16,773人	16,816人	16,660人	16,685人	16,569人	16,716人
要保育児童数(B)	4,076人	4,057人	4,235人	4,496人	4,615人	4,752人
保育需要率(B/A)	24.3%	24.1%	25.4%	26.9%	27.9%	28.4%
伸率	-	-0.2ポイント	1.3ポイント	1.5ポイント	1.0ポイント	0.5ポイント
入所児童数(弾力化後)(C)	4,011人	4,008人	4,194人	4,407人	4,443人	4,583人
その他の入所児童数(D) ⁴	5人	4人	7人	8人	7人	9人
総入所児童数(C+D)(E)	4,016人	4,012人	4,201人	4,415人	4,450人	4,592人
待機児童数(B-E)	60人	45人	34人	81人	165人	160人

³ 住民基本台帳及び外国人登録による。各年度 4 月 1 日現在。

⁴ 家庭的保育事業に類する事業を利用している児童数。

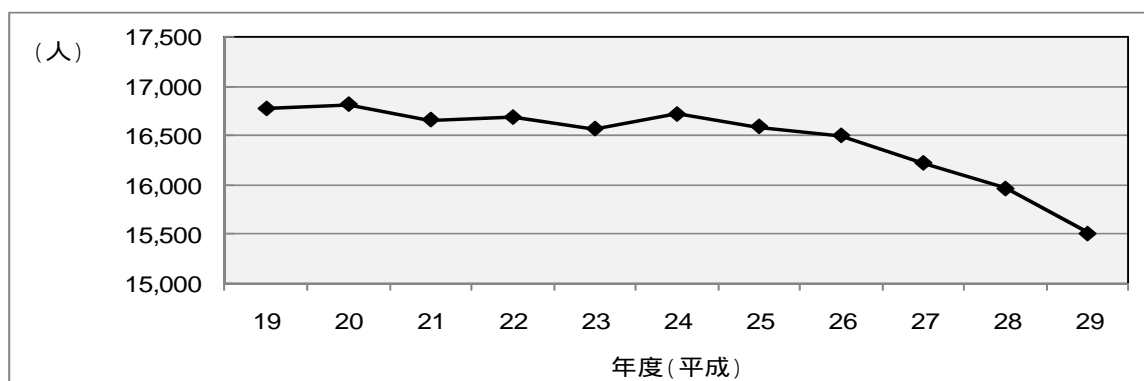
2 待機児童数の今後の推移

今後、出生率の低下や出産年齢層の人口減少のため、就学前児童数⁵は平成 25 年度以降、毎年減少していくと推測されます(図 1)。しかし、景気の低迷による共働き世帯の増加や、女性の社会進出等により、保育需要率⁶は今後も増え続けると推測されます(図 2)。その結果、就学前児童数が減少するにもかかわらず、相当数の待機児童が見込まれます(表 2)。

⁵ 就学前児童数には、今後予定されている大規模開発により見込まれる就学前児童数を含む。

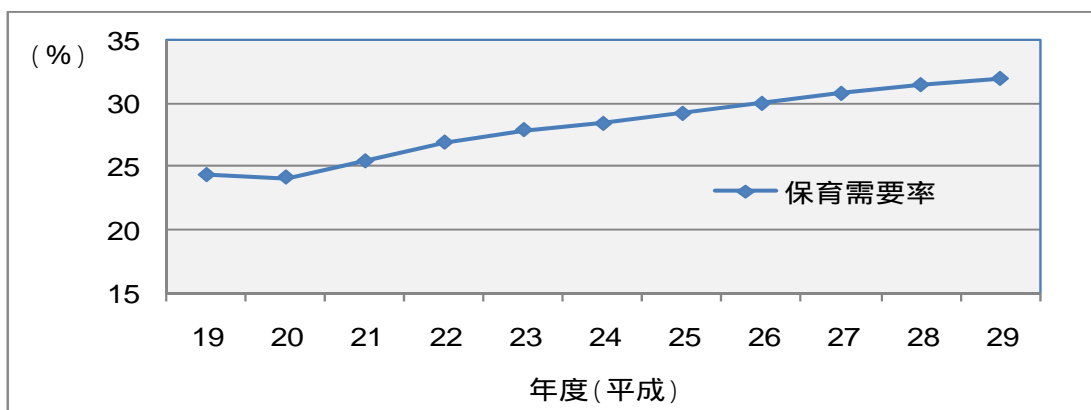
⁶ 保育需要率は、今後も増加するものの、就学前児童の幼稚園就園率を勘案すると、平成 29 年度に 32%に達した後、横ばいになると見込んでいる。

<図 1> 就学前児童数の推移



住民基本台帳及び外国人登録による。(各年度 4 月 1 日現在)

< 図 2 > 保育需要率の推移



< 表 2 > 待機児童数の今後の推移 (解消施策を実施しない場合)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
保育所数	40か所	40か所	40か所	40か所	40か所
定 員	4,179人	4,179人	4,179人	4,179人	4,179人
就学前児童数 (A)	16,591人	16,500人	16,221人	15,961人	15,505人
要保育児童数 (B)	4,845人	4,950人	4,996人	5,028人	4,962人
保育需要率 7	29.2%	30.0%	30.8%	31.5%	32.0%
伸 率	0.8ポイント	0.8ポイント	0.8ポイント	0.7ポイント	0.5ポイント
入所児童数(弾力化後)(C)	4,583人	4,583人	4,583人	4,583人	4,583人
その他の入所児童数(D)	6人	6人	-	-	-
総入所児童数(C+D)(E)	4,589人	4,589人	4,583人	4,583人	4,583人
待機児童数 (B-E)	256人	361人	413人	445人	379人

7 当面は、過去5年間の平均伸率(0.8ポイント)ずつ増加しながらも、平成29年度には32%に達するものと見込んでいる。

3 待機児童の解消施策

待機児童解消のためには、保育士数、面積等の基準を満たした認可保育所を整備することが望ましいのですが、必要な土地の確保の問題や、今後、要保育児童数が減少する時期を考慮すると、ピーク時の需要に合わせて保育所整備を進めることは、適切ではありません。

したがって、可能な限り保育所整備に努めながら、既存の認可外保育施設や新たな家庭的保育制度(保育ママ)を活用した総合的な待機児童解消施策を進めます。

(1) 保育所の整備

平成 23 年 4 月現在で、市内には公立、私立を含め 38 か所の認可保育所があり、平成 24 年 4 月には 2 か所の保育所が新しく開設され 40 か所となりましたが、先に述べたとおり、現行の施設数で待機児童を数年のうちに解消することは、困難な状況です。そのため、今後も、新しい保育所の整備が必要です（表 3）。

< 表 3 > 今後の保育所整備の方向性

整備内容	定員（増員）	開設予定年月
南ブロック新設	61人	平成24年10月
中央ブロック既存施設増築	30人	平成25年4月
東幼稚園の保育園転用（新設）	130人	平成25年10月
東ブロック既存施設増築	10人	平成26年4月
南ブロック新設	90人	平成26年4月
東ブロック新設	90人	平成27年4月

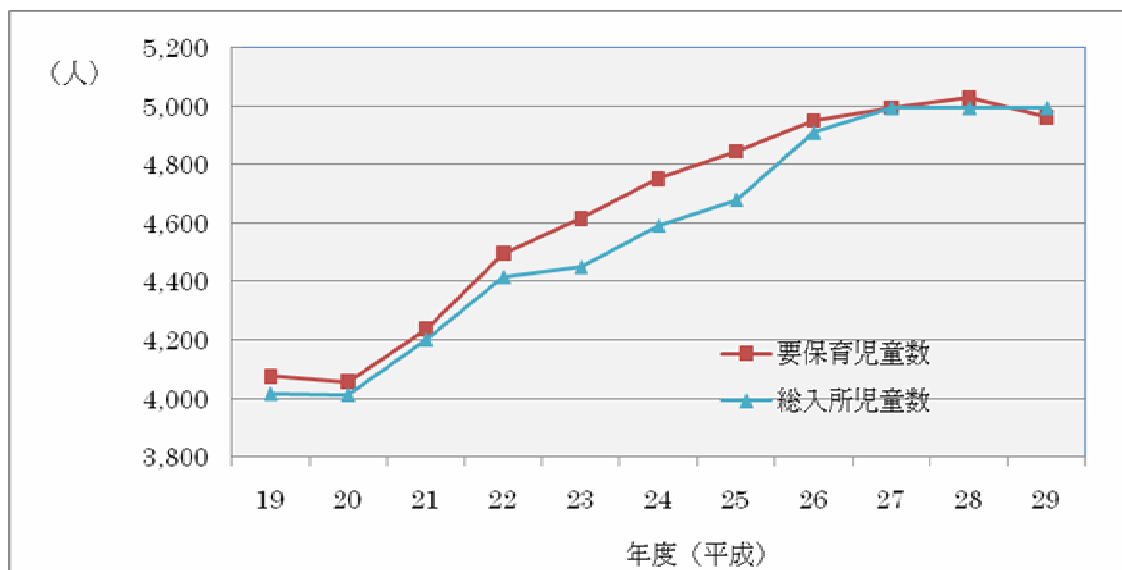
ブロックとは、「茨木市立保育所民営化基本方針」に掲げる5ブロックのこと。

これらの保育所を整備することにより、定員は 4,590 人となり、総入所児童数は 4,994 人となります。一方、要保育児童数は平成 28 年度の 5,028 人をピークに減少すると考えられることから、平成 29 年度には待機児童を解消できると見込んでいます（表 4、図 3）。

< 表 4 > 待機児童数の今後の推移（保育所整備実施後）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
保育所数	41か所	43か所	44か所	44か所	44か所
定員	4,270人	4,500人	4,590人	4,590人	4,590人
就学前児童数	16,591人	16,500人	16,221人	15,961人	15,505人
要保育児童数(A)	4,845人	4,950人	4,996人	5,028人	4,962人
入所児童数(弾力化後)(B)	4,674人	4,904人	4,994人	4,994人	4,994人
その他の入所児童数(C)	6人	6人	-	-	-
総入所児童数(B+C)(D)	4,680人	4,910人	4,994人	4,994人	4,994人
待機児童数(A-D)	165人	40人	2人	34人	0人

< 図 3 > 要保育児童数と総入所児童数の推移



(2) 保育所整備以外の解消施策

保育所の整備により、平成 29 年度には待機児童の解消が見込まれますが、より早期の実現を目指すため、既存施設や新たな制度を活用した総合的な待機児童の解消施策を実施します。

認可外保育施設の運営支援

国が示す基準に加え、市独自の基準を満たす保育環境が確保された認可外保育施設に対し、運営に要する費用の一部を補助することにより、保育料の軽減をはじめ、延長保育の実施や開所日の拡大など、利用者が求める保育サービスの提供が可能となります。このことにより、認可外保育施設の利用を促進し、待機児童の解消を図ります。

家庭的保育制度（保育ママ）の導入

保育所から技術的な支援を受けながら、保育士又は看護師等の資格を有する者の居宅等において少人数の児童の保育を実施することにより、保育サービスの供給を増やすことで、待機児童の解消を図ります。

なお、家庭的保育制度の導入にあたっては、国が示すガイドラインを踏まえながら、利用者の安全性、安心感が高まるような制度の構築ができるよう十分に検討します。

<表5> 待機児童数の今後の推移（保育所整備以外の解消施策実施後）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
保育所整備後の待機児童数(A)	165人	40人	2人	34人	0人
認可外保育施設運営支援対象児童数(B)	60人	60人	60人	60人	60人
家庭的保育対象児童数(C)	-	-	10人	10人	10人
(B+C) (D)	60人	60人	70人	70人	70人
待機児童数(A-D)	105人	0人	0人	0人	0人

各年度4月1日現在

おわりに

以上のような総合的な待機児童の解消施策を実施することにより、平成26年度における待機児童の解消を目指します。

なお、認可外保育施設の運営支援及び家庭的保育制度については、待機児童が解消された時点で、施策の実施を見直すこととします。

平成27年度以降については、新たな住宅地が開発されたり、リーマンショックのような突発的な経済的要因などによって、要保育児童数等を見直す必要が出てくると考えられます。

また、平成29年度以降、更に児童数が減少し続けた場合、現在の制度では、いずれ余剰保育施設が生じることも想定されますが、新たな子ども・子育て支援制度への移行により、幼児期の学校教育・保育のあり方についての大きな変化も予想されることから、今後も待機児童解消のための新たな手法を研究し、柔軟に取り組むこととします。

本市としては、茨木市次世代育成支援行動計画の基本目標の一つである「仕事と子育てを両立できる環境づくり」の実現に向けて、今後も、待機児童の解消を含む様々な課題について、引き続き取り組みます。